



新発田民主商工会
 新発田市豊町2-3-3
 TEL 0254-22-4390
 FAX 22-4705
 2017. 3. 27
 NO 2050

「国税通則法」改悪法案

緊急学習会を開催！

民商・全商連は3月17日、「国税通則法」の改悪について緊急学習会を開催し、全国から150人が参加。新発田民商からも事務局員が参加しました。

当日は、宮本岳志・日本共産党衆議院議員が国会情勢を報告。また、2人の税理士と1人の弁護士が講師となり、「国税通則法」改悪法案の問題点について解説しました。

税務署の強権的な強制調査の拡大！

今国会で安倍晋三内閣が提案している法案は、納税者の承諾の下で行われる任意調査等が規定されている「国税通則法」に、脱税等の犯罪事件を取り締まる「国税犯則取締法」を編入し、両法の一体化を図るもの。講師らは「任意調査と強制調査の『境』を曖昧にする」「税務調査の強権化が目的」と指摘し、改悪法案の撤回を主張しました。

「扇動罪」の適用で第三者・団体の取締り強化！

また、講師らは、法案では「扇動罪」が一般的に広く適用されるようになり、納税者から相談を受ける第三者や団体をも「虚偽の申告をすること又は：国税に徴収若しくは納付をしないことを扇動した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する」との条文が盛り込まれることで監視や処罰の対象となると警告し、問題点を明らかにしました。

会場からは、「違法な見張り調査で個人のプライバシーを侵害」「税務職員による民商退会への違法な勧奨」「民商弾圧を目論む『倉敷事件』で不当な判決」など、各地での強権的な税務行政の実態が報告されました。そして、早急に学習会・小集会を開催し、全会員に改悪法案の内容を知らせ、反対世論を広げることが行動提起されました。



今週の商工新聞……これもおすすめ

- ◆二面…自主記帳と民商の仲間の力で
納得の結果で税務調査終了(相模原)
- ◆二面・三面…下請への社会保険加入強要問題

一度に税金を納めるのは大変…

「分納」「換価の猶予」の学習会を開催

新発田民商は3月17日、分納と納税猶予の学習会が開催され、会員6名が参加しました。

冒頭、中村会長があいさつし、「滞納や分納は一人で悩まず、仲間同士で相談して対策をすることが大切。差し押さえや過度な徴収に怯えず、安心して商売ができる環境をつくってほしい」と述べました。

続いて事務局から制度の説明がされ、申請型「換価の猶予」や「納税の猶予」と税務署の窓口相談による、いわゆる「分納」では延滞税や差し押さえなどに違いがあることなどが話されると、初めて参加した会員からは「へ〜」と驚きの声が出ました。

最後に「換価の猶予」申請書の書き方を学習し、準備が必要な書類などを確認しました。参加した会員は後日税務署と面談し、各々に合った分納を相談・申請する予定です。

集団申告後 各支部で慰労会を開催

猿橋支部は10日夜、例年恒例となっている集団申告の慰労会を開催し15名が参加しました。

参加者は申告書の提出が終わった安堵感もあり、皆笑顔で和気あいあいと商売のことや世間話などを語り合い交流を深めました。

また、加治・川東米倉・五十公野・松浦の各支部は、集団申告後、支部総会を兼ねて慰労会を行いました。

これまでの活動の総括や、これからの支部の発展にはどうしていくべきかなどを話し合い、これからも頑張っていこうと、食事を囲みながら、役員や会員同士が交流を深めました。

今後の日程

- 4月4日…建設業許可「変更届」作成会
- 4月8日…立憲主義と憲法9条をまもる
新潟県民のつどい(県民会館)
- 4月10日〜11日…労働保険「年度更新」手続き
- 4月17日〜18日…労働保険「年度更新」手続き